

第2 監査対象の概要

1. 公の施設の概要

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正により導入された「公の施設」を対象とした管理運営方式をいう。「公の施設」とは、「普通地方公共団体が設ける、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第244条）をいい、具体的には、庁舎、試験研究機関、ギャンブル施設を除く、文化施設、福祉施設、体育施設、公園、会館、診療施設等、住民が利用するさまざまな施設が含まれ、群馬県においては、平成20年4月1日現在、以下の210施設が設けられている。

平成20年4月1日現在

	名 称	区分	管 理 運 営 主 体
1	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団
2	群馬県立ゆうあいピック記念温水プール	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団
3	群馬県クレー射撃場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 日本装弾(株)
4	群馬県馬事公苑	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (財)群馬県馬事公苑
5	宝台樹キャンプ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 武尊山観光開発(株)
6	宝台樹スキー場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 武尊山観光開発(株)
7	武尊牧場スキー場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 武尊山観光開発(株)
8	川場キャンプ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 川場村
9	利根川河川境運動場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 伊勢崎市
10	利根川河川尾島児童園地	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 太田市
11	利根川河川尾島運動場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 太田市
12	烏川河川玉村運動場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 玉村町
13	群馬県勤労福祉センター	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (財)群馬県勤労福祉センター
14	上武ゴルフ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 スパルリビングサービス(株)群馬事業所
15	玉村ゴルフ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (株)三商
16	前橋ゴルフ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 ライジングプロモーション(株)
17	板倉ゴルフ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (株)東急リゾートサービス
18	新玉村ゴルフ場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 金井興業(株)
19	群馬県総合スポーツセンター	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 (財)群馬県スポーツ振興事業団
20	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 渋川市
21	群馬県ライフル射撃場	スポーツ・レクリエーション施設	指定管理者 群馬県ライフル射撃協会
22	群馬県立農林大学校	産業振興施設	直営
23-25	群馬県立産業技術専門学校 3校 (前橋、高崎、太田)	産業振興施設	直営
26	群馬産業技術センター	産業振興施設	直営
27	東毛産業技術センター	産業振興施設	直営

	名 称	区分	管 理 運 営 主 体
28	群馬県庁県民駐車場	基盤施設	直営
29	榛名公園	基盤施設	直営
30	赤城公園	基盤施設	直営
31	妙義公園	基盤施設	直営
32	つつじが岡公園（花山部分に限る）	基盤施設	指定管理者 館林市
33	群馬県野鳥の森施設	基盤施設	指定管理者 安中市
34	群馬県憩の森	基盤施設	直営
35	伊香保森林公園	基盤施設	指定管理者 渋川市
36	赤城森林公園	基盤施設	指定管理者 群馬県森林組合連合会
37	さくらの里	基盤施設	指定管理者 (社)群馬県林業公社
38	赤城ふれあいの森	基盤施設	指定管理者 群馬県森林組合連合会
39	桜山森林公園	基盤施設	指定管理者 藤岡市
40	みかほ森林公園	基盤施設	指定管理者 (社)群馬県林業公社
41	おうら創造の森	基盤施設	直営
42	21世紀の森	基盤施設	指定管理者 利根沼田森林組合
43	ぐんまフラワーパーク	基盤施設	指定管理者 (株)ぐんまフラワー管理
	花と緑の学習館	基盤施設	(群馬フラワーパークに含む)
44	群馬ヘリポート	基盤施設	指定管理者 日本空港コンサルタンツ・大成サービス連合体
150	県営住宅(106団地)	基盤施設	管理代行制度導入
151	つつじが岡公園(花山部分を除く)	基盤施設	指定管理者 (財)群馬県公園緑地協会
152	敷島公園	基盤施設	指定管理者 (財)群馬県公園緑地協会
153	群馬の森	基盤施設	指定管理者 グリーンクラフトマン(4社)
154	金山総合公園	基盤施設	指定管理者 山梅造園土木・ケービックスグループ(3社)
155	観音山ファミリーパーク	基盤施設	指定管理者 NPO法人KFP友の会
156-159	流域下水道(4処理区:奥利根、県央、桐生、西邑楽)	基盤施設	包括的民間委託
160	流域下水道(新田処理区)	基盤施設	下水道法25条の2による市町村管理 太田市
161	高崎城址地下駐車場	基盤施設	指定管理者 (財)高崎市都市整備公社
162	ウエストパーク1000	基盤施設	指定管理者 (財)高崎市都市整備公社
163	渋川工業用水道	基盤施設	直営
164	東毛工業用水道	基盤施設	直営
165	県央第一水道事務所	基盤施設	直営
166	新田山田水道事務所	基盤施設	直営
167	東部地域水道事務所	基盤施設	直営
168	県央第二水道事務所	基盤施設	直営

	名 称	区分	管 理 運 営 主 体
169	群馬会館	文教施設	直営
170	昭和庁舎	文教施設	直営
171	群馬県女性会館	文教施設	指定管理者 (財)群馬県女性会館
172	群馬県立保育大学校	文教施設	直営
173	群馬県立日本絹の里	文教施設	指定管理者 (財)群馬県蚕糸振興協会
174	群馬県水産学習館	文教施設	指定管理者 (財)群馬県公園緑地協会
175	群馬県立文書館	文教施設	直営
176	群馬県立図書館	文教施設	直営
177	群馬県立北毛青年の家	文教施設	直営
178	群馬県立妙義少年自然の家	文教施設	直営
179	群馬県立東毛少年自然の家	文教施設	直営
180	群馬県青少年会館	文教施設	指定管理者 (財)群馬県青少年会館
181	群馬県生涯学習センター	文教施設	直営
182	群馬県立ぐんま天文台	文教施設	直営
183	群馬県立ぐんま昆虫の森	文教施設	直営
184	群馬県民会館	文教施設	指定管理者 (財)群馬県教育文化事業団
185	群馬県立近代美術館	文教施設	直営
186	群馬県立歴史博物館	文教施設	直営
187	群馬県みかぼみらい館	文教施設	指定管理者 (財)藤岡市文化振興事業団
188	群馬県立土屋文明記念文学館	文教施設	直営
189	群馬県立自然史博物館	文教施設	直営
190	群馬県立自然史博物館付帯ホール	文教施設	指定管理者 富岡市
191	群馬県立館林美術館	文教施設	直営
	観音山ファミリーパーククラフト工房	文教施設	(観音山ファミリーパークに含む)
192	群馬県立点字図書館	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団・(社)群馬県視覚障害者福祉協会
193	群馬県女性相談所	医療・社会福祉施設	直営
194	三山寮	医療・社会福祉施設	直営
195	群馬県消費生活センター	医療・社会福祉施設	直営
196	群馬県社会福祉総合センター	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団・群馬県ビルメンテナンス協同組合
197	群馬県福祉マンパワーセンター	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉協議会
198	群馬県立高齢者介護総合センター	医療・社会福祉施設	直営
199	群馬県精神障害者援護寮	医療・社会福祉施設	直営
200	ぐんま学園	医療・社会福祉施設	直営
201	ぐんまこどもの国児童会館	医療・社会福祉施設	指定管理者 (財)群馬県児童健全育成事業団

	名 称	区 分	管 理 運 営 主 体
202	群馬県立しりがね学園	医療・社会福祉施設	直営
203	群馬県心身障害者福祉センター	医療・社会福祉施設	直営
204	群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団
205	群馬県立義肢製作所	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団
206	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	医療・社会福祉施設	指定管理者 (社福)群馬県社会福祉事業団
207	群馬県立心臓血管センター	医療・社会福祉施設	直営
208	群馬県立がんセンター	医療・社会福祉施設	直営
209	群馬県立精神医療センター	医療・社会福祉施設	直営
210	群馬県立小児医療センター	医療・社会福祉施設	直営

2. 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図るために導入された制度であるといえる。

従来、公の施設の管理は、地方自治法の管理委託制度により、その管理委託先は公共団体（土地改良区等）および公共的団体（商工会、農協、町内会等）に限定されていたが、平成3年の改正により、自治体が資本金の50%以上を出資する法人等も加えられ、自治体が出資する財団や第三セクター等、所謂外郭団体も公の施設の管理の委託先となっていた。平成15年の改正では、公的部門への民間活力の導入、民間の有するノウハウの活用、「民間でできることは民間に委ねる」の方針の下、委託先をさらに民間の事業法人を含む団体（個人以外）に拡大し、代行させる管理の範囲に、施設の利用許可の権限が加えられることとなった。これが、指定管理者制度である。導入の具体的な目的は、住民サービスの向上、行政コストの削減であり、民間参入による地域の振興、活性化並びに行政改革の推進効果が期待されている。

目的及び効果は上記の通りであるが、その他の特徴として・複数年契約による継続的なサービス水準の向上可能性の確保・指定期間の設定による惰性による運営の防止、再指定の際のチェック機能の向上・指定の都度、議決が必要なことからくる議会の役割のアップ・指定管理者に裁量が与えられることからくる創意工夫があげられる。

指定管理者制度と従来採用されていた、管理委託制度の主な相違点は以下の通りである。

	指定管理者	管理委託(廃止)	業務委託
委託先	個人以外の団体（民間も含む）。その他の限定はなし。	公共団体、公共的団体、政令で定める外郭団体（自治体出資1/2以上）等。純然たる民間は不可。	限定なし。

法的性格	「地方自治法に基づく指定（一種の行政処分）による委任、管理代行」	「地方自治法上の契約関係」 具体的な事務・業務の委託	「民法等に基づく契約関係」 個別の事務・業務の委託
公の施設の管理権限	地方公共団体または、指定管理者	地方公共団体	地方公共団体
（使用許可）	指定管理者ができる。	地方公共団体	地方公共団体
（利用条件）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
（目的外使用許可等）	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
設置者責任	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
利用料金制度	採用可能	採用可能	採用不可
契約年度	複数年可能	単年度	単年度

指定管理者制度の導入に伴い、管理委託を行っている公の施設をはじめとする、全ての公の施設は平成 18 年 9 月 1 日までに、廃止、指定管理者制度への移行、直営のいずれかへの見直しが必要とされた。その結果、群馬県では、平成 20 年 4 月 1 日現在 210 施設のうち、53 施設に指定管理者制度が採用され、直営が 46 施設、県営住宅 106 施設が管理代行制度、流域下水道 4 処理区については包括的民間委託、下水道法による市町村管理が 1 施設となっている。

（注）包括的民間委託...下水道法に基づき、県が設定した一定の管理水準を満たせば、施設の運転方法の詳細等は民間事業者の裁量に任せる性能発注方式の委託。

（注）管理代行制度...公営住宅法で事業主体のみに認められている権限の一部を公社等に与えることにより、包括的な管理の実現を図る制度。

3 . 群馬県における指定管理者制度導入の経緯

群馬県における指定管理者制度導入についての一連の取組経緯・方針は以下の通りである。（担当部局である総務部のまとめた文書を、以下に転載する。）

群馬県における指定管理者制度導入の経緯

【基本的な考え方】

指定管理者制度は、「地方自治法の一部を改正する法律」(公布:H15.6.13、施行:H15.9.2)

により、公の施設の管理について、従来の管理委託制度に代わって、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して住民サービスの向上を図るために導入されたものである。

この法律改正により、公の施設の管理については、原則として指定管理者制度か、県の直営か、いずれかの選択しかできないこととなったが、法律の施行に際して、現に、従来の管理委託制度を導入している公の施設については、法律の施行後3年以内（平成18年9月1日まで）に、当該公の施設の管理に関する条例を改正するとともに、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行うという経過措置がなされた。

群馬県では、法律の施行直後に、直営で管理していた公の施設について、指定管理者制度を導入するものはなかったが、従来、管理委託していた公の施設で、引き続き県以外のものに管理を委ねる予定のものについては、経過措置の対象となることから、対象施設ごとに、所管課で、当該施設の方向性を検討することとした。

ただし、経過措置対象の施設であっても、指定管理者制度導入を前提とせず、検討結果によっては、直営で運営することや施設の廃止、民間への移管も含めて検討することとした。また、現に直営で管理している施設についても、所管課で、当該施設の性格、設置経過などを勘案したうえで、指定管理者制度導入の可能性等について検討し、考え方を整理することとした。

また、指定管理者制度への移行は、これまで公の施設の管理を受けていた、いわゆる公社・事業団の改革とも大きく関わることから、これを一体的に取り組むこととした。具体的には、第三次行政システム改革大綱（H14～H16年度）において、公社・事業団改革を平成16年度の重点課題と位置づけて、指定管理者制度への移行検討の作業と一体的に取り組むこととした。

群馬県では、このように、施設ごとの方向性を十分に検討するとともに、公社・事業団の見直しとも連携を図るため、16年度末までに検討し、平成17年度に選定手続きを行い、平成18年4月から全面的に指定管理者制度に移行することを、基本的なスケジュールとした。

群馬県では、以上のような基本的な考え方やスケジュールについて、指定管理者制度移行に係る主管課等連絡会議や指定管理者制度移行に係る庁内説明会を通じて、施設所管課に周知するとともに、施設ごとの検討を行った。なお、施設ごとの検討状況については、平成16年8月及び平成17年1月に、総務局総務課（現総務部総務課）で調査した。

【対象施設】

群馬県では、法律の施行直後、管理委託していた施設は75施設あったが、このうち既に見直し方針の決まっていた9施設（1）を除いた66施設が経過措置対象であった。

1 公の施設から普通財産に位置づけを見直した施設：3施設（群馬県埋蔵文化財調査センター、

群馬ヘリポート格納庫、群馬県公社総合ビル)

分割して管理することとした施設：1施設(伊香保リンク)

平成17年4月に市町村に移管した施設：7施設(武尊牧場ピクニック緑地、武尊牧場キャンプ場、川場ピクニック緑地、川場サイクリングロード、宝台樹ピクニック緑地、宝台樹サイクリングロード、群馬県立社会教育館)

この66施設について、施設所管課で当該施設の方向性を検討した結果、廃止等の14施設を除き(2)、52施設について指定管理者制度を導入することとなった。

2 廃止：2施設(バラキ高原青少年野外活動センター、おにし青少年野外活動センター)

市町村に移管：3施設(桐生青少年野外活動センター、伊勢崎青少年野外活動センター、群馬シンフォニーホール)

群馬県社会福祉事業団に譲渡：2施設(県立高崎特別養護老人ホーム高風園、県立桐生特別養護老人ホーム菱風園)

管理委託から県直営：4施設(生涯学習センター、北毛青年の家、妙義少年自然の家、東毛少年自然の家)

管理代行制度の導入：1施設(県営住宅)

既存の公の施設と一体的に管理：2施設(花と緑の学習館、観音山ファミリーパーククラフト工房)

また、直営で管理している施設のうち、1施設(群馬県水産学習館)について指定管理者制度を導入することとなった。

群馬県では、以上の検討結果を踏まえて、53施設について、平成18年4月から指定管理者制度を導入することとした。

【条例制定、選定手続等】

群馬県では、指定管理者制度を導入するため、まず「群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定した(平成16年10月18日公布・施行)。この条例は、いわゆる通則条例といわれるもので、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めたものである。

また、指定管理者制度導入予定の53施設に係る個別条例(設置管理条例(30条例))の改正案を平成17年5月定例会に提出し、可決された。

なお、群馬県では、指定管理者制度に係る条例の整備については、対象施設の数等を考慮し、指定管理者の指定手続などの共通事項を通則条例に規定し、その他の必要事項を個別条例に規定する方式を採用した。

選定手続については、平成17年6月から11月にかけて、各施設ごとに指定管理者の募

集を開始し、各局ごとに設置した指定管理者選定委員会で審査し、指定管理者の候補者を選定した。

その後、51施設（候補者選定中の県立点字図書館及びクレ射撃場を除く）に係る指定の議案を平成17年12月定例会に提出し、47施設について可決されたが、4施設は否決された。

否決された4施設（県立義肢製作所、県立日本絹の里、群馬県馬事公苑、前橋ゴルフ場）及び選定中のため12月定例会に議案を提出できなかった2施設の計6施設に係る指定管理者の指定の議案を平成18年2月定例会に提出し、6施設全て可決された。

県議会での議決を受けて、知事等が指定管理者を指定、公告し、その後、知事等と指定管理者の間で、基本協定書及び年度協定書を締結し、平成18年4月から53施設について、指定管理者による管理を開始した。

以上が、群馬県のこれまでの取組経緯であり方針であるが、結果として、直営から指定管理者に移行した施設は、水産学習館1施設にとどまっている。全庁的な積極的な移行計画、方針大綱も個別に打ち出されているわけではなく、施設の見直しも所管の部局単位中心での検討となっており、この結果は、既に委託管理制度を導入している施設から移行させる取組みであったことを示しているものと受け取れる。

これに対して、現在の取組状況について、「指定管理者制度移行に係る事務処理ガイドライン」の旧版（平成16年12月）と新版（平成20年3月改定）とを比較することによって検討すると、新版では、明らかに指定管理者の導入を奨励している積極的な方針が読み取れる。

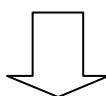
旧版「1. 指定管理者制度移行予定施設等

これまで管理委託してきた公の施設を中心に、現時点で約70の施設について、指定管理者制度の導入を検討しているところである。

なお、検討結果によっては、直営で管理すること、施設そのものを民間等に委託すること又は施設を廃止することもあり得るのである。

直営で管理している施設についても、当該施設の性格、設置経過などを勘案の上、指定管理者制度の導入可能性について検討するものとする。

検討に当たっては、指定管理者制度が導入された趣旨を踏まえるとともに、「外部委託に関するガイドライン」（平成15年3月策定）の判断基準に照らして判断することとする。」



新版「1. 対象施設とその考え方

(1) 県が直営で管理している公の施設

引き続き設置が必要と判断され県が直営で管理している公の施設については、その設置目的、施設利用の公平性の確保、県民満足の向上、経費の節減、受け皿となる団体の成熟度などを総合的に勘案した上で、県が自ら管理するよりも指定管理者に行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合には、指定管理者による管理に移行する。

なお、個別の法律において公の施設の管理主体が限定されている場合もあるが、運用上、指定管理者制度導入が可能な場合もあるので留意する。

(2) 指定管理者制度を導入している公の施設

引き続き設置が必要と判断された指定管理者制度を導入している公の施設については、当該施設に指定管理者制度を導入したことに対する評価を行った上で、指定管理者に行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合には、指定管理者による管理を継続する。」

要約すると、旧版では、「従来直営施設について、指定管理制度の導入の可能性について検討する。」としていたのが、新版では、「従来直営施設について、県が自ら管理するよりも指定管理者に行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合には、指定管理者による管理に移行する。」としており、指定管理者制度への移行を積極的に働きかけている。

4. 指定管理者選定～実施報告までの一連の流れ-事務ガイドライン-

指定管理者制度に係る一連の手続き（事務処理）は以下の通りである。

群馬県「指定管理者の指定に関するガイドライン(平成 20 年 3 月改訂版)」より抜粋。

指定管理者の指定手続きに係る事務の流れ

施設ごとの方向性検討 ……対象となる施設ごとに方向性を検討

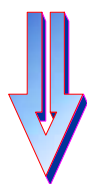


検討事項等

- ・施設のあり方(施設の必要性、管理主体のあり方、施設内容等)
- ・指定管理者に管理を行わせる施設の具体的な範囲
- ・指定管理者に行わせる業務の範囲
- ・指定の期間
- ・管理費用の積算 等

個別条例の改正等

- ・・・各施設の設置・管理条例の改正等（ 必要による）
（（N - 1）年5月議会）



条例の規定事項

- ・指定管理者による管理
 - ・指定管理者が行う業務
 - ・管理の基準 等
- 詳細は各施設ごとに判断

指定管理者の募集

- ・・・指定管理者の募集に係る事務の実施
（（N - 1）年6月～8月）

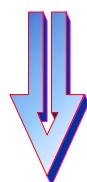


取組事項等

- ・指定管理者選定委員会の設置（各部局ごと）
- ・選定の具体的基準の設定
- ・募集要項の作成、周知、配布等

候補者の選定

- ・・・指定管理者の候補者の選定
（（N - 1）年7月～11月）

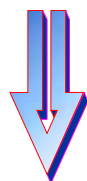


取組事項等

- ・申請書の受付
- ・選定委員会における審査
- ・指定管理者の候補者の選定

指定の議決等

- ・・・指定管理者の指定の議決、債務負担行為(限度額)設定
（（N - 1）年12月議会）



指定議案掲載事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- ・指定期間

基本協定書・年度協定書に係る協議

- ・・・基本協定の内容に係る最終確認
(～N年1月)



指定管理者の指定

- ・・・知事等が指定管理者を指定 公告
(N年1月)

公告事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- ・指定期間 等

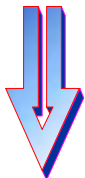


基本協定書の締結

- ・・・指定管理者との協定の締結
(～N年3月)

協定書掲載事項

- ・指定管理者が行う業務の範囲
- ・管理費用に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・管理の基準
- ・指定期間 等



年度協定書の締結

- ・・・指定管理者との年度協定の締結
(N年3月～<契約準備行為> N年4月1日付)

業務の引継ぎ等

- ・・・県又は前任の指定管理者から新指定管理者への業務の引継ぎ等

(～N年3月末)



指定管理者による管理 …… 指定管理者による施設の管理
(N年4月1日～)

モニタリングの実施 …… モニタリングの実施
(N年4月1日～)

上記手続き事務の流れから見える、指定管理者制度の特徴は、指定管理者は公募を基本としており、その応募資格も「法人その他の団体」でよく、他に何の制限もないこと、

指定管理者の選定は、入札で行われるわけではなく、選定委員会による審査によって行われること、指定の期間が1年に限定されないこと、指定管理者の指定にあたっては議会の議決が必要であること、指定業務については協定書等で具体的に明らかにされること、事業報告等によるモニタリングが実施されること、全体がPDCA (Plan - Do - Check - Action) のサイクルから成り立っていること等である。

5. 指定管理者制度導入状況

平成20年4月1日現在、群馬県では210の公の施設のうち、53施設に指定管理者制度が導入されているが、その導入状況を他の都道府県と比較したのが、下表である 総務省；平成20年10月「民間委託の推進状況調査」及び平成19年1月「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」と群馬県総務部の資料を基に筆者が加工。

指定管理者導入施設割合 (平成20年4月1日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	導入率%	施設数	導入率%
指定管理者 導入施設数	公の施設数	210		11,727	
	導入数	53	25.2%	7,135	60.8%

指定管理者導入施設割合 (平成18年9月2日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	導入率%	施設数	導入率%
指定管理者 導入施設数	公の施設数	210		11,973	
	導入数	53	25.2%	7,083	59.2%
公営住宅を 除いた場合	公の施設数	104		5,144	
	導入数	53	51.0%	2,554	49.7%

群馬県は、公営住宅法に基づく公営住宅施設数を除いたベース（群馬県では管理代行制度を採用）では、全国平均を若干上回る程度の導入率となっている。平成 20 年 4 月 1 日現在のデータでは、公営住宅法に基づく公営住宅施設数を除いたベースの全国データが不明なので、このベースで比較はできないが、平成 18 年 9 月 2 日現在と概ね同様の状況にあると推測される。

指定管理者導入施設の種類の種類

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

種類	群馬県		全国都道府県	
	導入数	割合%	導入数	割合%
レクリエーション・スポーツ施設	21	39.6%	516	7.2%
産業振興施設	0		226	3.2%
基盤施設	18	34.0%	5,445	76.9%
文教施設	7	13.2%	460	6.5%
医療・社会福祉施設	7	13.2%	436	6.2%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、レクリエーション・スポーツ施設の割合が高く、全国では基盤施設の割合が高いのが際立っている。

指定管理者導入施設の指定管理者の種類

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

種類	群馬県		全国都道府県	
	導入数	割合%	導入数	割合%
株式・有限会社	11	20.7%	318	4.5%
財団・社団法人	16	30.1%	5,524	78.0%
公共団体	11	20.8%	260	3.7%
公共的団体	10	18.9%	474	6.7%
NPO	1	1.9%	63	0.9%
その他	4	7.5%	444	6.3%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、株式・有限会社の割合が高く、全国では、財団・社団の割合が高くなっている。群馬県では、ゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設への指定管理者導入割合

が高く、それらの施設の管理者に株式・有限会社になっていることが影響しているものと思われる。

指定管理者導入施設の選定手続きの状況 (平成 18 年 9 月 2 日現在)

		群馬県		全国都道府県	
		施設数	割合%	施設数	割合%
公募	職員以外中心の合議体で選定	33	62.3%	2,218	31.3%
	職員を中心とした合議体で選定			812	11.5%
	上記以外			595	8.4%
	小計	33	62.3%	3,625	51.2%
	従前の管理者を公募以外で選定	13	24.5%	3,353	47.3%
	その他	7	13.2%	105	1.5%
	合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県では、公募による選定割合が全国よりも高いのが特徴である。

指定管理者導入施設の指定管理者の導入前の管理状況 (平成 18 年 9 月 2 日現在)

	群馬県		全国都道府県	
	数	割合%	数	割合%
従前の形態				
管理委託制度	52	98.1%	6,769	96.4%
直営	1	1.9%	250	3.6%
合計	53	100.0%	7,019	100.0%

群馬県、全国とも、管理委託制度からの移行がほとんどであり、直営から指定管理者制度への移行はまだ少数である。

従前の管理受託者が引き続き指定管理者になった施設の割合

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

	群馬県		全国都道府県	
	数	割合%	数	割合%
従前と同じ管理者	29	54.7%	5,981	84.4%
指定管理者導入施設数	53	100.0%	7,083	100.0%

指定管理者制度導入に伴って、従前の管理受託者がそのまま指定管理者になった割合は、群馬県の方が、全国よりもかなり低くなっている。

指定管理者導入施設の指定期間の年数

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

	群馬県		全国都道府県	
	数	割合%	数	割合%
1 年			176	2.5%
2 年			72	1.0%
3 年	28	52.8%	5,265	74.3%
4 年			358	5.1%
5 年	25	47.2%	1,154	16.3%
6 年～9 年			15	0.2%
10 年以上			43	0.6%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

群馬県は 5 年の割合が、全国に比べ多いのが特徴である。

指定管理者選定方法等の公開状況

(平成 18 年 9 月 2 日現在)

	群馬県		全国都道府県	
	数	割合%	数	割合%
選定基準の事前公表	ホームページ 53	100%	6,866	96.9%
選定手続の事前公表	ホームページ 53	100%	5,252	74.1%
選定理由の公表	53	100%	6,712	94.8%
合計	53	100.0%	7,083	100.0%

情報公開による制度の透明性の確保の状況について、群馬県は全国ベースと比較のできる上記 3 項目については、公開済である。

6. 指定管理者制度導入に伴う効果額

住民サービスの向上と並ぶ指定管理者制度導入の大きな目的の一つが行政経費の削減である。管理費用の削減額について、群馬県が作成したのが、次ページの表「指定管理者制度導入施設の管理費用一覧」である。この表によると、平成 18 年の指定管理者制度の導入により、従前に比べ管理費用が 6 億円程度削減できたことになっている。今後、更に、指定管理者制度導入に伴う効果額について詳細な検証分析が待たれるところである。それらの詳細分析は兎も角としても、53 施設に導入しただけでも、このように大きなコスト削減効果が得られたことが示されている。特に、群馬県民会館（導入前比 1.2 億円の削減）や群馬県馬事公苑（導入前比 25%の削減）においては、導入前に比べて大きな成果を上げている。今後も、指定管理者制度導入可能なその他の施設についても積極的な導入を推進すべきである。

その一方で、指定管理者制度導入前の運営方式では、多大なコストを浪費していたことになり、大きな反省が必要である。

県当局には、指定管理者制度導入に伴う行政コスト削減効果を、より厳密に分析し、もう一つの目標である住民サービスの向上度とともに、その実態を県民に公開されることを要望したい。

指定管理者制度導入施設の管理費用一覧

(単位:千円)

所管部局・課	番号	施設の名称	指定期間	管理費用			
				H17決算	H18管理費用 (契約額)	H19管理費用 (契約額)	H20管理費用 (契約額)
生活文化部	1	群馬県女性会館	3	45,033	38,890	38,890	38,380
	2	群馬県民会館	5	264,480	145,515	133,684	133,684
		群馬県みかぼみらい館	3	-	-	-	-
		県立自然史博物館附帯ホール	5	37,882	17,186	17,186	17,186
健康福祉部	5	群馬県社会福祉総合センター	3	139,063	107,216	107,516	107,554
	6	群馬県福祉マンパワーセンター	3	58,144	61,310	61,310	61,310
	7	ぐんまこどもの国児童会館	3	184,790	165,929	169,803	173,463
	8	県立点字図書館	3	41,347	43,795	44,300	45,507
		県立身体障害者リハビリテーションセンター	3	201,096	-	-	-
		県立義肢製作所	3	41,254	36,256	37,043	37,671
		県立ふれあいスポ・ツブラザ	3	165,104	127,294	126,156	126,571
		県立ゆうあいピック記念温水プール	3	63,088	58,415	57,237	57,845
9	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	3	42,891	44,148	44,148	44,148	
環境森林部	14	つつじが岡公園(花山部分に限る)	5	49,894	46,472	46,950	46,950
	15	群馬県クレー射撃場	3	6,110	4,934	3,729	3,290
	16	群馬県野鳥の森施設	3	7,300	6,570	6,570	6,570
	17	伊香保森林公園	3	3,613	3,610	3,610	3,610
		赤城森林公園	3	3,928	15,498	15,918	16,128
		赤城ふれあいの森	3	13,593	-	-	-
	20	さくらの里	3	10,238	10,019	9,918	9,967
	21	桜山森林公園	3	3,663	3,663	3,663	3,663
	22	みかぼ森林公園	3	6,138	5,935	5,798	5,894
23	21世紀の森	3	10,801	10,300	9,700	9,700	
農政部	24	群馬県水産学習館	3	18,955	18,536	18,480	18,480
	25	ぐんまフラワーパーク	5	284,600	195,000	195,000	190,000
	26	県立日本絹の里	5	101,288	99,485	99,041	100,103
27	群馬県馬事公苑	3	57,069	42,500	42,500	42,500	
産業経済部	28	群馬県勤労福祉センター	5	20,499	10,430	10,427	11,333
	29	宝台樹キャンプ場	5	1,460	1,447	1,447	1,447
		宝台樹スキー場	5	6,433	6,723	6,723	6,723
		武尊牧場スキー場	5	3,017	3,476	3,476	3,476
	32	川場キャンプ場	5	1,383	1,520	1,520	1,520
	33	利根川河川境運動場	5	-	-	-	-
	34	利根川河川尾島児童園地	5	-	-	-	-
	35	利根川河川尾島運動場	5	-	-	-	-
	36	烏川河川玉村運動場	5	-	-	-	-
県土整備部	37	群馬ヘリポート	3	23,903	20,498	23,728	23,520
	38	敷島公園	3	206,533	199,953	199,953	199,953
		群馬の森	3	48,573	37,000	37,000	37,000
		つつじが岡公園(花山部分を除く)	3	68,544	65,968	65,968	65,968
		金山総合公園	3	185,072	170,870	170,870	170,870
42	観音山ファミリーパーク	3	56,994	59,997	59,997	59,535	
教育委員会	43	群馬県青少年会館	5	97,734	83,349	83,349	82,908
	44	群馬県総合スポーツセンター	5	354,371	310,327	305,155	301,207
		群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	5	78,368	80,000	80,000	80,000
		群馬県ライフル射撃場	5	1,965	1,900	1,900	1,900
企業局	47	高崎城址地下駐車場	5	31,683	31,557	31,557	31,557
	48	ウェストパーク1000	5	39,505	39,635	39,635	39,635
	49	上武ゴルフ場	5	-	-	-	-
	50	玉村ゴルフ場	5	-	-	-	-
	51	前橋ゴルフ場	5	-	-	-	-
	52	板倉ゴルフ場	5	-	-	-	-
	53	新玉村ゴルフ場	5	-	-	-	-
合計				3,087,399	2,433,126	2,420,855	2,418,726

管理委託料の数値は、指定管理者の管理に要する費用に限定している。
H18から利用料金制に変更するものは、使用料等収入見合額を省いた数値を使用
管理費用が発生しないものについては「-」表記

7. 今後の方向性について

平成 18 年度に指定管理者制度が導入され、指定期間 3 年の施設については、指定管理者の新規更改の手続が、平成 20 年度に開始されている。次ページ参照。53 施設に加え、新たに導入される施設はないようであるが、移行しない理由には、疑問を感じるものも多い。「6. 指定管理者制度導入に伴う効果額」でも記載したとおり、少なくとも行政経費の削減の面では、大きな効果が出ているのであるから、より積極的に制度導入を推進するべきではないだろうか。その運用のほとんどが、地方自治法により、実質的に制限されている制度が多い中、指定管理者制度は、その運用のほとんどが、地方自治体に委ねられた、フリーハンドの部分の多い、スタートしたばかりの制度である。そのような意味で、指定管理者制度は、地方自治体・地域住民とが一体となって、試行錯誤をしながら、これから作り上げていくべき制度である。指定管理者制度が成長・発展していくためには、指定管理者制度に対する県民の持続的な支持が不可欠となる。そのためには、県当局による適切な指導と議会によるチェック、また何よりも県民に対しての、指定管理者の選定、運営、評価に関する十分な情報公開が必要である。

指定管理者の指定状況

所管部局・課	施設の名称	指定方法	応募件数	指定期間	利用料金制度	指定管理者 (20年度現在)	21年度以降の指定状況等 (H21.3.16現在)				
							指定方法	応募件数	指定期間		
生活文化部	人権男女共同参画課 群馬県女性会館	特例	1	3年		(財)群馬県女性会館				H21.3.31廃館予定	
	文化振興課 群馬県民会館	公募	2	5年	一部	(財)群馬県教育文化事業団					
	群馬県みかばみらい館	特例	1	3年		(財)藤岡市文化振興事業団					H21.3.31藤岡市に移管
	県立自然史博物館附帯ホール	特例	1	5年	一部	富岡市					
健康福祉部	健康福祉課 群馬県社会福祉総合センター	公募	1	3年		(社)群馬県社会福祉事業団・群馬県ビルメンテナンス協同組合	公募	1	3年		
	群馬県福祉マンパワーセンター	特例	1	3年		(社)群馬県社会福祉協議会	特例	1	3年		
	子育て支援課 ぐんまこどもの国児童会館	公募	2	3年		(財)群馬県児童健全育成事業団	公募	2	3年		
	障害政策課 県立点字図書館	公募	2	3年		(社)群馬県社会福祉事業団・(社)群馬県視覚障害者福祉協会	公募	1	3年		
	県立身体障害者リハビリテーションセンター	公募	1	3年		(社)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立義肢製作所	公募	2	3年		(社)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立ふれあいスポーツプラザ	公募	1	3年		(社)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	県立ゆうあいピック記念温水プール	公募	1	3年		(社)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
	群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ	公募	1	3年		(社)群馬県社会福祉事業団	公募	1	3年		
環境森林部	自然環境課 つつじが岡公園(花山部分に限る)	特例	1	5年		館林市					
	群馬県クレー射撃場	公募	2	3年		日本装弾(株)	公募	1	5年		
	群馬県野鳥の森施設	公募	2	3年		安中市	公募	1	5年		
	緑化推進課 伊香保森林公園	特例	1	3年		渋川市	特例	1	5年		
	赤城森林公園	公募	3	3年		群馬県森林組合連合会	公募	1	5年		
	赤城ふれあいの森	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
	さくらの里	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
	桜山森林公園	特例	1	3年		藤岡市	特例	1	5年		
	みかば森林公園	公募	1	3年		(社)群馬県林業公社	公募	1	5年		
	21世紀の森	公募	3	3年		利根沼田森林組合	公募	1	5年		
農政部	蚕糸園芸課 群馬県水産学習館	公募	1	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	2	1年		
	ぐんまフラワーパーク	公募	2	5年	一部	(株)ぐんまフラワー管理					
	県立日本絹の里	公募	2	5年	一部	(財)群馬県蚕糸振興協会					
	畜産課 群馬県馬事公苑	公募	3	3年	一部	(財)群馬県馬事公苑	公募	1	3年		
産業経済部	労働政策課 群馬県勤労福祉センター	公募	3	5年	一部	(財)群馬県勤労福祉センター					
	観光物産課 宝台樹キャンプ場	特例	1	5年		武尊山観光開発(株)					
	宝台樹スキー場	特例	1	5年		武尊山観光開発(株)					
	武尊牧場スキー場	特例	1	5年		武尊山観光開発(株)					
	川場キャンプ場	特例	1	5年		川場村					
	利根川河川境運動場	特例	1	5年		伊勢崎市					
	利根川河川尾鳥児童園地	特例	1	5年		太田市					
	利根川河川尾鳥運動場	特例	1	5年		太田市					
鳥川河川玉村運動場	特例	1	5年		玉村町						
県土整備部	交通政策課 群馬ヘリポート	公募	6	3年5月		日本空港コンサルタンツ・大成サービス連合体					
	都市計画課 敷島公園	公募	1	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	3	3年	H21.4.1から県直管	
	群馬の森	公募	5	3年		グリーンクラフトマン(株)					
	つつじが岡公園(花山部分を除く)	公募	2	3年		(財)群馬県公園緑地協会	公募	3	3年		
	金山総合公園	公募	2	3年		山梅造園土木・ケービックスグループ(3社)	公募	2	3年		
	観音山ファミリーパーク	公募	2	3年		NPO法人KFP友の会	公募	2	3年		
教育委員会	生涯学習課 群馬県青少年会館	特例	1	5年		(財)群馬県青少年会館					
	スポーツ健康課 群馬県総合スポーツセンター	特例	1	5年		(財)群馬県スポーツ振興事業団					
	群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク	特例	1	5年		渋川市					
	群馬県ライフル射撃場	公募	1	5年		群馬県ライフル射撃協会					
企業局	財務管理課 高崎城址地下駐車場	特例	1	5年		(財)高崎市都市整備公社					
	ウエストパーク1000	特例	1	5年		(財)高崎市都市整備公社					
	上武ゴルフ場	公募	7	5年		スバルリビングサービス(株)群馬事業所					
	玉村ゴルフ場	公募	7	5年		(株)三商					
	前橋ゴルフ場	公募	8	5年		ライジングプロモーション(株)					
	板倉ゴルフ場	公募	8	5年		(株)東急リゾートサービス					
	新玉村ゴルフ場	公募	7	5年		金井興業(株)					

(参考) 指定管理者制度に関連する条文規定

地方自治法

第10章 公の施設

第 244 条 (公の施設)

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体(次条第3項に規程する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な取扱いをしてはならない。

第 244 条の 2 (公の施設の設置、管理及び廃止)

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指

定管理者は、あらかじめ当該料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。